

令和4年度

包括外部監査結果報告書（概要版）

「環境政策に関する事務の執行について」

徳島県包括外部監査人

梶野正寛

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

(1) 監査対象

環境政策に関する事務の執行について

(2) 監査対象機関

グリーン社会推進課、環境指導課、環境管理課、消費者政策課、文化資源活用課、鳥獣対策・ふるさと創造課、水産振興課、経営推進課、水・環境課、南部総合県民局保健福祉環境部、西部総合県民局保健福祉環境部

(3) 監査の対象とした期間

令和3年度。ただし、必要な範囲で過年度及び令和4年度も対象とした。

3 監査を実施した期間

令和4年6月10日から令和5年3月24日まで

4 主な監査手続

- (1) 監査対象事業の担当部局からのヒアリング
- (2) 関係資料の閲覧、分析
- (3) 地方自治法第252条の38第1項に基づく関係人に対する調査
- (4) 事業関連施設への往査（関係書類の確認、ヒアリング）

5 監査従事者

(1) 包括外部監査人

弁護士 梶野正寛

(2) 包括外部監査人補助者

弁護士 戸田順也

公認会計士 井関勝令

6 利害関係

- (1) 包括外部監査人及び補助者は、次の(2)に記載の点を除き、いずれも監査の対象と

した事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

- (2) 補助者戸田順也について、地方自治法第252条の29所定の者が「指定文化財保存修理事業費補助」に直接の利害関係があるため、補助者戸田順也は、「指定文化財保存修理事業費補助」に係る監査から除斥した。

7 監査テーマ選定の理由

環境政策は、今日、地球規模の気候変動対策から個人の消費活動まで広範・多岐にわたり、あらゆる領域で環境への配慮が求められ、県民の意識もこれまでになく高まっている。

そうした中、県では「グリーン社会の実現」を重点テーマに掲げ、「GX」の実装に向けた未来への取組を加速させているが、県内の豊かな自然環境を保全し、また、環境関連産業を成長分野と位置付け発展させるため、県にはより積極的で強力な環境政策の実施が求められる。

現在の環境政策は令和元年7月に策定された第3次徳島県環境基本計画に則り執行されているところ、同計画は令和5年度を終期とする。そのため、本年度、同計画に基づくこれまでの環境政策の執行状況を確認・評価することが新たな計画策定にも寄与するものと考えられる。

以上の理由から、上記の監査テーマを選定した。

8 監査の着眼点

- (1) 各事業が関係法令に準拠して適法適切に実施されているか。
- (2) 各事業が効率的・経済的に実施されているか。
- (3) 各事業の有効性の検証や運用が適切に行われているか。

第2 監査の結果及び意見の概要

1 委託契約について

今年度の監査結果として、委託契約における相手方の選択、契約締結時の検討、業務完了報告時の確認等にかかる意見や指摘が多数あった。

県職員のマンパワーにも限界があり、また、専門性の高い事業などについては当該事業にかかる知識、経験や技術を要する外部の第三者に委託すること自体は、県の事業執行の経済性や有効性を確保するうえで一定の合理性はある。

もっとも、県が独自に執行するのではなく、外部に委託する以上、県において、委託先の選考、委託契約にあたり委託する事業内容や委託料の検討、委託契約の終了にあたり委託先による委託事業の遂行状況、経費等の検査を適切かつ十分に行わなければ、上記したような委託契約によることの合理性を担保できない。

この点、本年度の監査対象である環境関連事業は、特に県内では関連事業者も多くはないためか、1者随意契約による委託契約が多用されていた。

個別の事業に対する監査結果においても述べたとおりであるが、1者随意契約では競争原理が働かないため経済性や公平性の点で問題が生じるおそれが大きいことから、1者随意契約締結の可否に関する判断は慎重になされなければならない。

また、公募型プロポーザル方式による随意契約によっても、多くの参加者が応募できないような方法では、結局、競争原理が働かず、上記した1者随意契約に伴う問題点を解消できない。

委託契約に際しては、費用の見積りに合理性があるか等を十分に検討したうえで委託料の決定がなされるべきである。そして、委託契約によっては、事業完了時における事業経費等の報告を求め、余剰金が生じた場合には返納を求めることができるような契約を締結することが望ましい。

そして、委託事業において、もっとも重要なことは完了報告時の検査と考える。県の事業執行に対しては内部、外部の監査が求められるが、これらの監査は委託事業における委託先の事業執行内容までは当然には及ばない。県が自ら事業を執行することなく外部に委託する以上、県自身により委託契約に基づき十分な検査がなされなければ、「委託事業」とすることで実質的に監査を逃れることとなりかねない。

環境関連事業に限ったことではないが、委託事業において完了報告時に十分な検査をなし、これを記録し、その結果を翌年度以降の事業へ反映させることは、県の執行

する委託事業において最も重要な点といえる。

本年度の監査対象となった環境関連事業のうち、この点が最も改善を要するものと思われる。各担当課においては、このたびの意見、指摘を踏まえ、今後の委託契約の締結、完了検査にあたって十分な対応をお願いしたい。

2 次の環境基本計画について

環境政策に関連して県は、「グリーン社会の実現」を重点テーマに掲げ、「GX」の実装に向けた取組を加速させるとする。環境問題に関する今日の世界全体の方向性、国の指針とも合致する時宜にかなった目標と評価する。

令和6年度以降の第4次の環境基本計画においては、県が目標として定める2030年度の温室効果ガス排出量50%削減（2013年度比）、国が定める2050年カーボンニュートラルに向けた社会、産業構造の転換とこれに伴う経済成長といった長期的な目標が強く意識されるものと思われる。

もともと、これらの目標は中・長期的なものであり、また、理念的な側面もあることから、そのまま基本計画にうたったところで具体的な成果は得がたい。

第3章から第5章までにおいてこれまでの環境基本計画にかかる意見を述べたが、次の基本計画も5年間の計画となるものと予想されることから、計画期間において着実に事業を遂行し成果を得るため、環境問題に関する普及啓発にとどまらない県内の事業者や県民の具体的な行動につながりやすい取組を盛り込み、同計画期間中の目標となりPDCAサイクルによる進捗管理に資する指標が設定されることを望む。

3 最後に

今日の情勢からして、地方公共団体の担う環境政策が今後さらに重要なものとなっていくことは間違いないことと思われる。

県による環境政策の着実な遂行は、良好な環境を県民に享受させるにとどまらず、先端分野である環境関連産業を成長させ県の産業競争力の向上につながる可能性を有する。

県においては、環境政策が県全体を豊かに発展させるものであることを強く意識し、これまで以上に積極的に環境施策を立案・実行していただきたい。

第3 指摘及び意見の一覧

1 指摘の一覧

指摘 1	<p>見積合わせの方法により委託契約先を決定するに際して、指名すべき者の数が県の定めた指名業者の選定基準を下回っている事例がみられた。</p> <p>委託契約先の選定にあたり見積合わせを行う際は、指名すべき者の数について県の基準を遵守すべきであり、見積徴収の決裁の際には指名すべき者の数の確認を徹底すべきである。</p>
指摘 2	<p>委託契約先の選定にあたり見積合わせの過程で指名すべき者の数が県の定めた指名業者の選定基準を下回る状況であったにもかかわらず、事後的な書類の調製によって基準違反がなかったかのごとく処理された事例がみられた。基準に反する状況が是正不可能な段階においては、違反が発生したことを前提に対処すべきであり、事後的な書類の調製により違反がなかったかのように取り繕うべきではない。</p>
指摘 3	<p>予定価格が10万円以上の契約における1者随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由がある場合に限られるが、当該理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。</p> <p>1者随意契約は例外的な契約方法であることから、予定価格が10万円以上の契約における1者随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由があるかどうかを十分に検討したうえで行うべきである。</p>
指摘 4	<p>委託先が再委託を行う場合には事前に書面による承諾を要するとの規定がある委託契約において、事業の一部が委託先から第三者に再委託されているものの、再委託にあたり書面による承諾を受けていない事例がみられた。委託契約に違反する方法で再委託が行われた場合には、委託先に対して指導その他の適切な対応を行うべきである。</p>
指摘 5	<p>完了報告を書面で受けることとされている委託契約について、完了報告にあたって委託先から提出された書面が適切に保管されていない事例がみられた。そのような書面は、事業の記録と合わせて適切に保管されたい。</p>

指摘 6	<p>経費の報告内容に関する支出を証明する資料を提出することとされている委託契約においては当該資料を確認しなければならないところ、確認が実施されていない委託契約があった。確認未了のものについては、速やかに資料提供を求め、検査を実施されたい。</p>
指摘 7	<p>決裁文書への見積金額の転記誤りがある事例がみられた。見積合わせの方法による委託契約先の選定において決裁文書中の金額欄の記載は性質上極めて重要なものであるから、このような誤りがないよう細心の注意を払うべきである。</p>
指摘 8	<p>令和3年度環境学講座等実施業務において、委託先である環境首都とくしま創造センターから提出された完了報告時の経費として計上された「県派遣職員共済費等」の額は見積時の金額と異なるが、その相違について合理的な理由は見当たらなかった。同センターに派遣された県職員は、本事業のほかにも県からの複数の委託事業に従事したが、委託先において複数の委託事業間で恣意的な経費（人件費）の計上がなされると、各事業の委託契約時における委託料の算出根拠が曖昧となり、また、完了報告時の委託料の精算や余剰金の返納が不正確なものとなるものであり、不適切である。</p> <p>経費を精査すべき委託契約（特に、支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約）において、当該委託業務以外の業務をも兼務する者に係る人件費が計上されている場合、その者に係る人件費は当該委託事業のほか他の業務にも配分されるべきものであり、当該事業への配分が業務量や人件費以外の委託費用に応じて按分するなどの合理的基準により行われているかどうかについて確認を行うべきである。また、按分対象の人件費に関し、見積額と経費報告における計上額とで一定額の開きが生じている場合には、その理由を調査・確認するなど、適切な処理がなされているかについて十分な検査を実施すべきである。</p>

指摘 9	<p>環境首都とくしま創造センターとの間の複数の委託事業に関し、事業の重複がないか、経費の重複がないか改めて精査すべきである。</p> <p>事業の重複がある場合、事業の整理・合理化を進める必要がある。</p> <p>経費の重複（委託料の余剰）が認められた場合、委託契約上余剰金の返納が約されている事業は当然のこと、その余の事業についても返納を求めるなどの適切な対応をすべきである。</p>
指摘 1 0	<p>完了報告に際し事業費精算書を提出することが定められている委託契約において、事業費精算書が提出されていない事例がみられた。そのような委託契約においては、事業費精算書の提出を求め、その検査を実施すべきである。また、完了検査を実施した際は、実施状況を事後的に確認できる記録を残すべきである。</p>
指摘 1 1	<p>執行委託伺に記載した予算額では原則一般競争入札を執行すべきとの指摘を管財課から受けた後に予定価格を引き下げて随意契約により業者選定を行った事例がみられた。執行委託伺において想定していた価格があるにもかかわらず、合理的な理由なくその価格よりも低い価格を予定価格とすることにより簡便な手続をとることは差し控えるべきである。</p>
指摘 1 2	<p>地域循環を目指す「環境とビジネス」セミナー等運営業務について、当該業務に関連する支出の一部が他の委託事業で経費計上されていた。このような予算の流用がなされると、事業実態と経費とが乖離することで、今後の同種事業の予算検討や事後的な検証において誤解を生じさせかねない。そこで、ある事業に要する費用を連携事業である別の事業から支出するような処理は、当該別の事業の実施としての実体を伴わない限り、行ってはならない。</p>
指摘 1 3	<p>委託業務の一環として参加者から参加費を徴収していたが、参加費収入に関しては委託費の予定価格の積算において考慮された形跡もなく、委託先が作成した見積書にも記載がなかったことから、県の想定に反し、委託先は委託事業を遂行することで委託費とは別の収入を得ることとなった事例がみられた。収入が予定される業務においては、収入金額を考慮して予定価格の積算及び見積内容の検討を行うべきである。</p>

指摘 1 4	<p>「受託が継続しているため内容に精通していること」を主要な理由として1者随意契約を行った事例がみられた。しかし、実際は単に同一者の受託が継続しているだけにすぎず、かかる理由で随意契約が継続されれば新規参入や競争性を確保する余地がなくなってしまう不当である。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約（性質・目的が競争入札に適しないことを理由とする随意契約）の要件該当性の判断にあたり「受託が継続しているため内容に精通していること」を主要な理由とすることは差し控えるべきである。</p>
指摘 1 5	<p>見積りを徴収した2者の見積書には記載金額が税抜の金額か税込の金額であるかを示す記載がなく、見積書記載の金額は税抜と税込のいずれであるかという点についてどのような連絡がなされたか判然としない事例がみられたが、税抜と税込のいずれであるかが判然としない見積りの取得は、事後的に委託先の選定や委託金額の決定時に問題が生じるおそれがあり適当ではない。見積合わせにおいては、見積書の記載から税抜の金額であるか税込の金額であるかが明確になるように金額を記載させるべきである。そうしないのであれば、見積書記載の金額は税抜と税込のいずれであるかという点について各見積依頼先に確実に連絡を行うとともにその連絡に関する資料を保存すべきである。</p>
指摘 1 6	<p>県が属する団体に対して支出した負担金のほとんどが予備費に予算計上されたり大部分が使われないまま次年度繰越金となったりする事例がみられた。各種団体等に対する負担金の支出は、具体的な経費に充てられることを前提として行うべきであり、用途が定まっていなくても安易に負担金を支出すべきではない。</p>
指摘 1 7	<p>県内唯一の業界団体であることを理由として1者随意契約が締結された事例がみられたが、県内唯一の業界団体との1者随意契約の締結は、業界団体の構成事業者による競争入札又は見積合わせでは不都合がある場合に限定すべきである。</p>
指摘 1 8	<p>R3グリ 徳島県橋梁点検（跨道橋）委託業務において、点検業務が再委託されていた。委託契約においては、県の定めた基準のとおり、主たる部分の再委託を承諾してはならない。</p>

指摘 19	委託契約が締結された後、他工事との日程調整の都合により作業日数が増加したという委託先の都合により、委託額が増額変更された事例がみられた。委託契約の増額変更については、契約内容に変更がある場合に行うべきものであり、委託先の事情にあわせて安易に行うべきではない。
-------	---

2 意見の一覧

意見 1	見積合わせの方法により委託契約先を決定するにあたり、見積徴収業者を選定する際は、新規参入の余地を広く確保するため、過去に県との業務実績があることを過度に評価すべきではない。
意見 2	見積合わせの方法により委託契約先を決定するにあたり、見積徴収業者を選定する際は、県において把握可能な見積徴収業者同士の資本関係をも考慮し、県の定めた指名業者の選定基準の求める競争性の確保を実質的に実現できるよう努めるべきである。
意見 3	プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。
意見 4	分割可能な業務について 1 者随意契約を締結する場合は、1 者随意契約の対象とする業務は必要最小限の部分に限るべきである。
意見 5	1 者随意契約においては、同じ目的を達成できる他の方法の有無や価格の妥当性について十分に検討すべきである。
意見 6	プロポーザル方式による募集を行う場合には、企画提案部分等プロポーザル方式による募集に適した部分に限定すべきであり、純粋な価格競争になじむ部分まで含めるべきではない。
意見 7	水素エネルギー「新時代」展開加速事業自体は令和 3 年度で終了しているが、事業の目的が普及啓発に留まるものか、より実践的な技術開発等まで目的とするか判然としなかった。今後、水素エネルギー関連の事業を展開するにあたっては、事業目的に関し、「普及・啓発」と「技術開発や整備の推進」とを区別したうえで、それぞれが適切な予算となるように配分することが望ましい。

意見 8	1者随意契約による場合、委託契約時における委託料の適正さや業務完了報告時の検査は、より慎重になされるべきである。委託契約にあたっては、完了時の委託料の精算や返納の条項を付し、事後的にも委託料の適正を確保できる契約条件が望ましい。
意見 9	委託契約の業務完了報告時の検査において報告された経費の内容を検査するにあたっては、支出を証明する資料の提出を求めるなど、報告内容が適切であるかを十分に検討すべきである。
意見 10	性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として1者随意契約を締結する場合には、他の業者では履行が本当に不可能なものであるかどうか、十分に検討を行うべきである。
意見 11	1者随意契約を予定する受託予定先から見積りを徴収する際に、経緯や見積書の記載等からして受託予定者に予定額を察知されていることがわかれる場合には、受託予定者から予定額に近づけた見積書が提出される可能性があるため、単に予定額を下回ることのみを理由として見積額を適正と認めるべきではなく、見積内容についても詳細に検討した上で見積額の適正さを判断すべきである。
意見 12	CO2 CO2 エコクレジット活用事業については、現状の仕様のままでは温室効果ガスの削減施策や地域の資金循環施策としての有効性は乏しいと考える。普及啓発としての側面に重きを置いて取引の仕組みを大幅に簡素化するか、反対に実際の温室効果ガスの排出量取引に近づけるかするなど、事業目的とそれに応じた運用を再検討されたい。
意見 13	委託契約の仕様書において支出が見込まれる費目を「業務内容」の項に記載することは適当でなく、支出が見込まれる費目の記載を削除するか、支出が見込まれる費目を記載する場合には委託料の支出などに関する別の項で記載することが適当である。

意見 1 4	指名競争入札において入札の際に配布される入札書記載例の「代表者本人が入札するとき」の例における「¥マークを付すこと」との記載には、「代理人が入札するとき」の例における記載とは異なり「(¥マークが無い場合には無効)」との注記がない。双方の場合で異なる取り扱いとならないよう（そのように曲解されないよう）に、「代表者本人が入札するとき」の例における「¥マークを付すこと」との記載にも「無い場合は無効」との注記を付加すべきである。
意見 1 5	支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約については、経費の使途は十分に精査すべきである。精査にあたっては、支出に関する領収証等を確認するとともに、確認をした資料や経過、結果を記録すべきである。
意見 1 6	とくしま環境県民会議については、県が実施する他の事業（主には普及啓発活動）との重複がないかなどを事業の効率性、経済性の観点から見直したうえで、同会議における収支の適否、同会議に対する負担金の支出や金額、その他の県による事業執行について検討を要する。
意見 1 7	とくしま環境県民会議の事業のうち、とくしま環境県民会議から環境首都とくしま創造センターへの委託事業については、同センターにおいて委託終了時に余剰が発生している年度が複数あったことからして、委託金額は適正な金額とはいいがたい。県は同会議の収入の大部分を負担していることから、今後、適正な金額で委託契約を行わせるべきである。
意見 1 8	とくしま環境県民会議は県職員が事務局を務め、環境首都とくしま創造センターは県派遣職員が事務局長を務めているところ、同会議に関しては県以外の自治体等からも資金拠出を受けていることから、同会議、同センター間の契約にあたっては適正な契約となることがより強く求められる。県として、両団体間の契約が適正な契約となるように対応すべきである。
意見 1 9	とくしま環境県民会議については、収支の適否や県の負担金額の相当性を検討する前提として同会議の活動実態を十分に収集・把握すべきであり、収集・把握した情報は県においても適切に保管すべきである。

意見 2 0	ゼロ予算事業（予算を伴わない事業）においてファイル等の記録が残っていない状況や資料が分散して把握困難となっている状況が確認されたが、事業の効率性、効果などの評価・検証の必要性は予算の伴う事業と変わらない。そこで、ゼロ予算事業においても、予算を伴う事業同様、事業の進捗状況を管理し、事後的な監査が実施できる程度に整理された活動内容の記録を残すべきである。
意見 2 1	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）等の啓発については、他の予算を伴う事業（令和 3 年度においては「ゼロカーボンシティ推進事業補助金」事業）へも影響するものであるから、予算確保の要否も含め、事業内容を全般的に見直し、積極的な取組がなされるべきである。
意見 2 2	「とくしまエコパートナー」事業者・団体任命推進事業については、令和 3 年度においてとくしまエコパートナー締結企業・団体数の増加という点で成果はなく、増加のための活動実態があったかも判然としない。同数は、基本計画における環境指標の一つであり、現時点で未達成であるから、事業内容を見直し、積極的な取組がなされるべきである。
意見 2 3	Z E H 補助金制度の認知度を向上させるとともに、申請の要件や利便性、補助率及び補助額などについて消費者や事業者の意見を確認するなどして、より利用実績を高めるための取組を継続されたい。
意見 2 4	県有施設の Z E B 化や民間事業者に対する支援策などを具体的に検討し、県内における Z E B の普及に向け積極的な取組を推進されたい。
意見 2 5	エコオフィス活動実績集計・分析システム保守業務について、令和 3 年度においては年度当初に契約期間外となる期間が存在したが、システム保守等に関する業務は年度初めにシステム障害等が発生した場合でも直ちに対応する必要があるのであるから、委託期間の切れ目がなくなるように委託すべきである。
意見 2 6	複数の連携事業に関してまとめて広報を行う場合、広報の一部が脱漏するおそれがあるため、各事業について広報すべき事項が過不足なく盛り込まれているか事前に十分に検証すべきである。

意見 2 7	自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業については、資金を要する顧客側、資金貸付を行う金融機関側いずれにも不便で十分なメリットのないものとなっており、事業を継続すべきか否かについて、再検討を行うべきである。
意見 2 8	2 R 推進並びにリサイクルの拡大及び先進技術導入のための経営支援事業については、委託先において自主的に行われるべき事業としての性格を有し、現に委託先において本委託事業として実施されている講習に係るすべての事務が遂行されている実態に鑑み、委託事業ではなく補助事業としたうえで、事業者や関連団体に対する支援の必要性などを考慮して、補助率や補助金額を検討すべきである。
意見 2 9	公開情報の修正及び保守業務は、委託先のホームページ内に構築された認定業者名簿等の公開情報の修正や新規入力、保守を目的としているが、委託先からの完了報告のとおりホームページが更新されたことは確認できなかった。このような点も踏まえると、徳島県優良産業廃棄物処理業者の利用促進に係る広報運営事業については、優良産業廃棄物処理業者認定制度の説明や認定事業者の名簿が県のホームページ上で公開されていることに鑑みても必要性に疑義があるため、事業自体の廃止も含め事業のあり方について抜本的に検討されたい。
意見 3 0	1 者のみに見積書提出を依頼する場合、見積限度額を明示するとこれに近づけた見積書が提出されることで県の支出が不必要に増加する可能性があるため、特段の事情がない限り、見積書提出の依頼文書には見積限度額を記載しないようにすべきである。
意見 3 1	完了報告、収支の明細の確認にあたり、見積額との比較において一定程度の変更があった費目については、その原因等を調査し、その結果を記録すべきである。
意見 3 2	委託契約時の仕様書や実施要領の作成にあたっては、委託先との認識の齟齬を回避し、また、完了報告時の検査や事後的な監査において委託業務の内容、カウント等に疑義が生じないような条項、記載となるように努めるべきである。

意見 3 3	1 者随意契約により業務を委託する場合は、最終的な経費の使途を受託者から報告させてその内容を検査すべきであり、契約条項はそのような報告の要求及び検査が可能なものとすべきである。
意見 3 4	決裁文書においては、少なくとも決裁の主要部分については手書きでの修正・加筆は避けるべきであり、仮にこれをする場合には、手書き部分に決裁者の押印を求めるなど、決裁前の修正・加筆であることが事後的に確認できるようにすべきである。
意見 3 5	<p>四国のみちについては、県が主体となって、現況調査を行い、倒木や落石などにより通行の安全に支障をきたしている箇所については、速やかに、ルートの変更も含めた対処をすべきである。</p> <p>また、今後の維持管理にあたり、通行に支障のある箇所などを把握する仕組みを確立するとともに、これに対処する体制を整備すべきである。</p> <p>かかる維持管理体制の改善を踏まえ、現行の各市町村との随意契約によるべきか否かについて、その要件該当性も含め再検討を要する。</p>
意見 3 6	委託を予定している複数の業務について、別々の業者に履行させることができないのであれば、これら複数の業務は一括して入札又は見積合わせに付すべきである。
意見 3 7	変更契約書において「変更設計図書は、別紙のとおり」と規定する以上は、その変更設計図書は容易に特定できるようにしておくべきである。
意見 3 8	指定管理者の募集にあたって少数の者からしか応募がないことが予測される場合は、可能な限り多数の者が応募できるような資格要件等を設定して募集を行うべきである。
意見 3 9	産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進については、環境基本計画で特に重点的に推進する取組と謳った趣旨に沿って適切な内容・規模の活動を実施するため、予算確保の要否も含め、全般的な見直しを要する。

意見 4 0	<p>基本計画における環境指標の目標については、十分な点検・評価を行い、その結果を適時公表するとともに次の環境基本計画にもつなげるようにする必要がある。</p> <p>現在の第3次基本計画は令和5年度までのものであり、その後、新たな基本計画に移行するものと思われる。第3次基本計画の終了にあたり、指標の達成状況、重点取組ほか基本計画に関連した事業の進捗などを確認する必要がある。継続中の事業や未達成の指標については第4次基本計画へ引き継ぐか否かを検討し、その理由や結果も含め第3次基本計画を総括し、これを公表することが望ましい。</p>
意見 4 1	<p>目標値が基本計画策定時にはすでに達成済みと思われる環境指標がみられたことから、環境指標における目標値の設定にあたっては、十分な現状分析を行い、現状を前提とした適切な目標値を設定すべきである。</p>
意見 4 2	<p>一部の環境指標については2035年度などの計画期間後の時点が目標年度として設定されているところであるが、環境指標における目標年度は、計画期間内の年度を設定すべきである。</p>
意見 4 3	<p>プラスチックごみの資源循環への積極的取組を市町村に求める施策については、令和3年度においても、プラスチックごみの資源循環に積極的に取り組む市町村数に係る指標を未達成の3市町から現状や課題を確認するなどして同指標について目標を達成できるよう取り組むべきであった。</p>
意見 4 4	<p>プラスチックの資源循環促進については、次期の基本計画にもプラスチックの資源循環促進に係る指標を設定するなどして、県独自の施策や県内市町村への必要な技術的援助、働きかけなどに積極的に取り組まれたい。</p>
意見 4 5	<p>水質環境基準の達成のため、次期の基本計画にも水質環境基準に関連する指標を設定するなどして、水質に係る指標の悪化傾向にある河川の流域地域などに対し、重点的な調査や指導、啓発活動を実施するなど、より具体的、積極的な取組を行われたい。</p>

意見 4 6	3 Rに関する県民向けの事業としては、普及啓発のみならず、県民が環境に配慮した行動によるメリットを身近に感じるようにし、具体的な消費活動、生活スタイルの変化につながりやすい施策を取り入れるなどの方策を積極的に検討されたい。
意見 4 7	基本計画に基づき設置された徳島県環境対策推進本部の活動は不十分であり、基本計画内でうたわれている部局横断組織による計画の点検・評価（P D C Aサイクル）を実行するため、徳島県環境対策推進本部の運営やその活動内容について見直すべきである。
意見 4 8	現状では基本計画に関わる事業の進捗状況を一元的に管理できる体制となっていないことから、基本計画を所管するグリーン社会推進課においては、同計画に関する事業について、指標に関連するか否かに関わらず、一覧表を作成するなどして一元的に進捗状況を管理すべきである。